

和歌山市分別収集計画（第9期）



和歌山市ごみ減量推進キャラクター リリクル

令和元年7月

和歌山市

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

和歌山市分別収集計画

令和元年7月25日

1 計画策定の意義

本市では、循環型社会の形成に向け、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第1条に基づき、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するため、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効な利用の確保に取り組んでいる。また、一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正な処理やごみ排出量の削減、資源化に取り組んでいる。

本計画は、リサイクルより優先されるべき2R（リデュース、リユース）を更に推進しつつ、法第8条に基づいて容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルを行い、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、また、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) リサイクルより優先されるべき2R（リデュース、リユース）の更なる推進
- (2) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (3) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- (4) 資源化施設整備の検討
- (5) 容器包装廃棄物の分別の徹底

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
容器包装廃棄物	12,437 t	12,285 t	12,132 t	11,979 t	11,832 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

（1）各種広報、イベントを通じた情報提供、環境教育の充実

- ①「リリクル通信」・「リリクルネット」・「リリクルの総合ごみ情報誌」等を活用し、リサイクルよりも優先順位が高い2R（リデュース、リユース）について、市民にその意義や具体的でわかりやすい取組方法、効果等に関する情報提供を充実させる。
- ②市内全小学校の4年生を対象とした出前講座を継続するとともに、未就学児を対象とした幼稚園や保育所、認定こども園などの出前講座は親子で参加できるように、内容の充実や実施の拡大を推進する。また自治会や各種女性団体等にも地区のごみ減量推進員と協働して環境教育に取り組む。
- ③ごみ減量推進キャラクター『リリクル』の着ぐるみで、各種イベントに参加することで、幅広い世帯に対し、情報提供を継続する。

（2）市民・事業者・行政、三者の連携強化

- ①市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会の活動を推進する。
- ②市民と行政とのパイプ役となって取り組んでいるごみ減量推進員と連携し、地域の容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図る。
- ③方策が行政からの一方通行とならないよう市民からのアイデア募集や、ごみ減量推進員と意見交換を実施し、反映できるような体制づくりに努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、ごみ処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器	かん						
主としてアルミ製の容器							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">主としてガラス製の容器</td> <td style="text-align: center;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>	主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器		茶色のガラス製容器		その他の色のガラス製容器	びん
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器						
	茶色のガラス製容器						
	その他の色のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙						
主として段ボール製の容器							
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの							
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	614t		611t		609t		606t		603t	
主としてアルミ製の容器	153t		153t		152t		151t		151t	
無色のガラス製容器	(合計) 1,203t		(合計) 1,198t		(合計) 1,192t		(合計) 1,187t		(合計) 1,182t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,203t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,198t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,192t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,187t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,182t
茶色のガラス製容器	(合計) 1,046t		(合計) 1,042t		(合計) 1,037t		(合計) 1,033t		(合計) 1,028t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,046t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,042t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,037t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,033t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,028t
その他の色のガラス製容器	(合計) 366t		(合計) 364t		(合計) 363t		(合計) 361t		(合計) 360t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 366t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 364t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 363t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 361t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 360t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	146t		145t		145t		144t		143t	
主として段ボール製容器	963t		958t		954t		950t		946t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 761t		(合計) 757t		(合計) 754t		(合計) 751t		(合計) 748t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 761t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 757t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 754t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 751t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 748t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 1,340t		(合計) 1,334t		(合計) 1,328t		(合計) 1,322t		(合計) 1,317t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,340t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,334t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,328t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,322t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,317t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 5t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 5t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 5t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 5t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 5t
うち白色トレイ	(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 5t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 5t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 5t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 5t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 5t
<p>※平成28年度からプラスチック製容器包装(白色トレイを除く)の分別区分は一般ごみに変更。よって「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」は「白色トレイ」のみとなる。 見込み値についてはスーパーなどの拠点回収の実績として把握している約5tとする。</p>										

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝容器包装廃棄物の排出量の見込み×分別排出率※

※分別排出率は市町村分別収集計画作成手引き（九訂版）表2-3-1のごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率を参考にした。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

（法第8条第2項第5号）

分別収集は、下表のと通りの収集体制で行う。

なお、現在、スーパーマーケットなどで行っている店頭拠点回収が進んでいる白色トレイについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬実施主体	処理内容
スチール	かん	市直営・民間委託	選別・圧縮 (民間委託)
アルミ			
無色ガラス	びん	市直営・民間委託	選別・破砕 (民間委託)
茶色ガラス			
その他のガラス			
紙パック	紙	市直営・民間委託	選別・圧縮 (民間委託)
段ボール			
その他の紙			
ペットボトル	ペットボトル	市直営・民間委託	選別・圧縮・破砕 (民間委託)
その他のプラスチック	白色トレイ	拠点回収(民間)	民間ルートによる資源化

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、排出から収集・運搬に係る体制は現状のままとし、選別、圧縮、破碎等の処理を民間業者に委託して、リサイクルを推進する。

ただし、資源物の直接持ち込みについては、平成30年度に新設した青岸ストックヤードで受け入れ、選別・保管した後、民間業者に委託し、リサイクルを推進する。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを除く。）は、平成28年4月より分別収集を廃止し、一般ごみとして混合収集し、ごみ発電（熱回収）を行っている。今後も容器包装リサイクル制度の動向を注視し、また、令和元年5月に策定されたプラスチック資源循環戦略を踏まえ、分別収集のあり方、処理方法について研究する。